

字の新設及び区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）新丹谷地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域をもって字を新設し、及び字の区域を次のとおり変更する。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

1 清水区新丹谷を新設する区域

清水区伊佐布字向山15番18、15番36、15番40から15番42まで、21番9、21番11、21番21、21番27から21番32まで、30番2、31番6から31番11まで、31番12、38番9、38番10及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、字新田ヶ谷1番、7番1、7番3、7番6、7番50、1650番16、1651番5から1651番15まで、1651番17、1651番19、1652番1から1652番19まで、字樽ヶ沢39番2、39番10、39番13、39番14、39番29から39番31まで、39番48、39番49、43番1、43番5、43番9、43番20、43番25、43番34から43番40まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、字的山44番18、49番105、吉原字新丹谷1番1から1番16まで、1番18から1番34まで、1番36、1番41から1番44まで、1番47、1番49、1番54、1番56、1番58から1番72まで、1番74から1番81まで、1番83から1番96まで、1番98から1番101まで、1番103から1番106まで、1番107の1、1番107の2、1番108から1番113まで、1番115から1番120まで、1番125から1番127まで、1番129から1番140まで、1番142から1番160まで、1番162、1番163、1番166、1番168から1番193まで、1番195から1番202まで、1番204から1番214まで、1番216から1番218まで、1番220から1番242まで、1番244、1番245、1番247から1番303まで、1番305から1番319まで、1番321から1番392まで、1番394、1番396、1番

397、1番399から1番408まで、1番410から1番435まで、1番437、1番439から1番445まで、1番448から1番475まで、1番477から1番509まで、2番及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字又沢3番1、3番2、4番、5番、6番、7番2、8番1、8番2、9番1、9番2、9番4から9番6まで、10番3、10番5、10番6、10番9、10番11から10番17まで、10番19、14番2、15番9、17番5、19番3及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の全部、字樽下20番2、字外堀坂日影36番2、37番2、37番3、38番2、39番、40番2、41番5から41番7まで、42番、43番1、43番2、43番7、43番8、43番41から43番46まで、44番、45番1、45番2、46番1から46番4まで、47番1、47番2、48番4、49番2、50番2から50番20まで、50番41から50番54まで、59番1、59番4から59番6まで、60番8、60番9、60番11、60番12、61番5、61番6、62番1から62番3まで、63番1、63番2、64番1、65番11及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部、字外堀坂146番、147番1から147番3まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、山切字西山1512番7から1512番9まで、1512番13及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、杉山字西山145番6、158番2の一部、168番の一部、169番2の一部、171番3から171番5まで、171番7、171番8、172番、181番2、182番4、182番5、204番2、205番1、205番2、205番4、213番1の1、213番3、214番3、214番6、214番7、215番、216番及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、字三度217番3、217番4、218番2、241番4、244番2、245番1の一部、245番3、245番6、247番、248番、249番、250番2、251番1から251番4まで、252番1、252番2、253番1、253番3、253番4、255番、256番1、256番2、257番、258番1、258番2、259番及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字大沢260番2、261番2から261番5まで、262番2から262番4まで、263番2から263番4まで、267番2、288番2、288番3及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

2 清水区杉山字西山に編入する区域

清水区山切字西山口740番8、740番9、740番11、750番3、751番2か

ら751番6まで、751番9及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、字矢師ヶ平753番1、753番2、753番3、753番4の一部、753番9、753番10及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、杉山字岩122番4から122番7まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

3 清水区山切字矢師ヶ平に編入する区域

清水区山切字蛇石862番3、862番4、863番2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

上記地番は、平成27年1月27日現在の登記簿による。